

各支部長 様

兵庫県職員労働組合

初任給決定方法の見直しに伴う号給調整の実施について

連日の取り組みに対し心より敬意を表します。

さて、昨年22年度賃金確定闘争において、前歴を有する者の初任給決定方法の見直しが回答されました。

具体的には、①資格免許を要しない職種について、民間の正規であって任用する職種に係る業務内容であれば、経験年数換算率を8割から10割に引き上げる、②主任級での採用試験（経験者採用試験）を実施していない資格免許職種等について、主任（4級）格付けに必要な経験年数要件を満たす場合には、前歴等を考慮した上で、原則「主任」として採用する、という内容です。

それに伴い、確認していた在職者調整の実施について、この度、当局から説明がありましたので、お知らせします。

記

1. 当局説明

1) 趣旨

本県採用前に民間企業等での勤務歴のある者の初任給について、令和5年度以降の新規採用職員を対象に、前歴分の経験をより適切に給与へ反映させるため、計算方法の見直しを行う。

その際、新規採用職員との均衡を図る必要から、在職者についても、号給調整を行うこととする。

2) 初任給計算方法の見直し内容

	現 行	令和5年度採用
① 経験年数換算 (民間・正規・類似職)	8割	10割
② 採用時格付け	2級(職員)格付け 但し、①・②は3級(職員) ① 経験者A 30~34歳 ② 社会人経験・獣医・保健師等 (30歳以上・昇格基準充足)	経験年数に応じ格付(上限:主任) [大卒の場合] 4年未満 → 2級(職員) 4年以上 → 3級(職員) 9年以上 → 4級(主任)
③ 計算方法	[2級格付] 初任給基準(2級)に経験年数 換算号給を加算 [3級格付] ① 経験者A 初任給基準(3級)に経験年数 換算号給を加算 ② 社会人経験等 初任給基準(2級)に経験年数 換算号給を加算→3級昇格	初任給基準(2級)を基礎にころがし計算 ⇒ <u>経験年数が同じ正規職員と同額 に決定</u>

3) 調整内容

令和5年4月1日付け新規採用職員に適用される初任給計算方法により計算し直した号給に特例決定する。

4) 適用対象職員

①令和2年度以降採用者のうち主任以下の職員

受験年齢要件を引き上げた(社会人経験:45歳、獣医師:34歳→45歳)令和2年4月1日以降の採用職員を対象とすることを基本とする。

また、令和5年4月1日以降の採用者は、職員又は主任の格付けで採用されるため、現在、主任以下の職員を調整の対象とすることを基本とする。

なお、令和2年度以降採用者のうち既に主査の職にある職員及び令和5年4月1日付けで主査昇任する者も、特例的に調整の対象とする。

②令和元年度以前採用者のうち職員級の職員

令和元年度以前採用職員であっても、職員級(2級・3級)の者については、計算方法の見直しにおり、号給に影響が及ぶため、調整の対象とする。

5) 適用人数

約200名

2. やりとり

組合) まず、「初任給決定方法の見直し」の確認をしたい。「採用時格付け」について、現行は2級格付け(「経験者A」「社会人経験等」は3級格付け)だが、2023(R5)年度採用からは、例えば、大卒で9年以上の経験があれば4級格付けになる、という理解でよいか。

当局) お見込みのとおりである。

組合) 在職者調整の適用が、採用年齢が45歳まで拡大された2020(R2)年度以降に採用された主任級以下の職員以外に、「2020(R2)年度採用者のうちR5.4.1時点で主査の職にある職員」、「2019(R元)年度以前採用者のうち職員級の職員」も対象となるのは、職員間の均衡に配慮した対応と考えて良いか。

当局) 令和5年度の新規採用職員が、経験年数によっては主任級で採用されることとの均衡を図る観点から、受験年齢要件を引き上げ始めた令和2年度以降に採用された者のうち、現在、主任級以下の職員を今回の在職者調整の対象とすることを基本としているが、できる限り職員間で不均衡が生じることのないよう調整による影響範囲を精査した結果、対象に含めることとした。

組合) 対象者への周知はどのように行うか。

当局) 各所属の管理職から個別に説明させていただく。

組合) この件で、何か疑義が生じた場合は、丁寧に対応してもらいたい。

当局) はい。丁寧に対応させていただく。